

平成27年度第1回伊予市環境審議会

平成27年4月22日（水）

市役所 3階 第2委員会室

出席委員：会長 中安 章・副会長 藤岡政晴・對尾眞也・水木一弘・大森幸子・嶋田 崇・
西尾隆志・久保繁行・小西千鶴子（9人）

事務局：産業建設部長 隅田英久・環境保全課 出来和人・窪田春樹・向井大昌・下水道課
向井英文・岡市裕二・大塚直人

傍聴者：1人

原稿

午後2時00分 開会

○事務局

ただいまから、平成27年度第1回伊予市環境審議会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、隅田産業建設部長より御挨拶を申し上げます。

○事務局

本日4月22日は国連総会が国際母なる地球デーとして地球環境について考える日として提案し採択された、別名地球の日、アースデーと言われる記念日でございます。

年度初めで何かとお忙しい中、平成27年度第1回の伊予市環境審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

平成26年度の環境審議会では、平成35年度を目標年度といたしました一般廃棄物の処理に関する基本計画の策定に関し、熱心な御審議をいただきましたことを改めてお礼を申し上げます。

さて、本年度の審議会では、まず市民負担の平等性などの面から公共下水道整備区域外等において実施いたしております合併処理浄化槽整備促進に関する事業の一本化について諮問をいたしますので、委員の皆様方におかれましてはそれぞれのお立場で御審議をいただくことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○事務局

本日の審議会には1名欠席されておりますが、審議会条例の第5条により、成立要件を満たしておりますことを報告いたします。

また、傍聴要領に基づき市のホームページにて委員会の案内告知を行ったところ、希望者が1人おられたことから、先日、会長に報告して了承を得たため、本日傍聴いただくこととなっております。

議事に入る前に、前回の会議録について事務局が取りまとめたものを配付しております。会議内容の取りまとめについて何か質問や確認等がございましたら、4月28日までに事務局へ連絡をお願いいたします。事務局で所要の修正等を行い、市のホームページに掲載することいたします。

それでは、これからの進行を中安会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

●会長

それでは、次第に従い議事を進めます。

本日は、次第にあるように主要な議事1点について審議を行う予定です。会議は1時間半程度を目途に進行したいと思うので、効率よく内容の濃い審議が行えるよう、事務局からの説明は要点を押さえて簡潔に述べ、委員の皆様による意見交換の時間を多くとりたいと考えている。

それでは、議事の(1)合併浄化槽の整備計画に関する事業の一本化について、事務局から説明を願う。

○事務局

お手元資料の確認をお願いします。

浄化槽整備に関するパンフレットが2種類。1つが浄化槽設置整備事業補助金制度、もう一つは浄化槽市町村整備推進事業、この2つです。

次に、広報「いよし」4月号の12ページ部分をお配りしております。

それでは、説明させていただきます。

伊予市では、現在、合併処理浄化槽推進として一般廃棄物処理基本計画の第3編、生活排水処理基本計画に記載しておりますように、浄化槽設置整備事業…個人設置型と浄化槽市町村整備推進事業…市設置型の2つの事業にて実施しております。

平成26年度第4回審議会において簡単に説明しましたが、平成26年3月議会の一般質問で合併処理浄化槽の整備方法の一本化についての質問に対し、個人設置型に取りまとめが行えないか検討する必要があると考えたと答弁をいたしました。

浄化槽市町村整備推進事業、市設置型は、旧中山町で平成10年より実施され、合併後も引き続き中山地区で実施し、平成22年度からは双海地区も対象として実施しております。この事業で設置された合併処理浄化槽は、使用料を徴収し市において維持管理を行っています。

個人設置型に取りまとめが行えないか検討をする必要があると考えたとしました背景には、議員より指摘がありました市民負担の平等性、具体的には同じ市民でありながら地区によって浄化槽整備及び管理にかかる自己負担額に差が生じていることが大きな要因です。

この2つの事業概要につきましては、お配りしています2つのパンフレットをご覧ください。事業内容について説明させていただきます。

まず、浄化槽設置整備事業、個人設置型についてです。

浄化槽設置整備事業補助金制度のパンフレットを開いていただき、左下に対象区域表示がございます。対象区域は、伊予地区の公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域外で、浄化槽設置時に人槽によって補助金を交付する制度です。なお、維持管理についての補助はありません。

次に、浄化槽市町村整備推進事業のパンフレットを開いて下さい。こちらでも左下に対象区域表示があり、中山地区の特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域外及び双海地区の全区域が対象です。

事業内容は、左ページの黄色表示となっている浄化槽設置工事部分を市が行い、前後の①排水設備工事は本人で行っていただきます。個人に負担していただくのは設置にかかる分担金及び毎月の使用料となり維持管理は市で行っております。分担金については右下左側の表に記載しておりますので、ご覧ください。

以上のように2つの事業では市民負担に差が生じていることから、個人設置型への一本化の検討をいただくものですが、排水処理基本計画の基本方針にあるように、合併処理浄化槽等の普及促進を行うことに何ら変わりなく、目標として定めております生活排水処理率及び生活排水処理人口の目標達成に向けて引き続き取り組んでいくものでございます。

なお、浄化槽整備推進に関しまして、お配りしております広報「いよし」の12ページ部分をご覧ください。

広報「いよし」の4月号に浄化槽整備事業内容について掲載をいたしましたことで、「広報を見ました。詳しくお聞きしたい。」といった問い合わせなどが数件ございました。今後も広報への掲載のみならず、更なる周知方法も検討し、浄化槽整備の普及促進を図って参りたいと思っております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。審議をよろしくお願いいたします。

●会長

事務局の説明について意見とかありますか。

◎委員

合併10年だから市民の中で不平等があるのはおかしいことで、統一するのはもともとだと思うが、新築の場合は合併浄化槽をほとんどの家庭で設置すると思うが、既に単独浄化槽を設置している家庭が合併浄化槽に転換する場合は非常に負担がかかる。

環境省の資料を見ると、5人槽で単独合併浄化槽を撤去するのに約10万円費用がかかるようだ。更に、設置には約80万円かかるということで、合わせて100万円程度が合併浄化槽への変更にはかかるということだ。

そこで、伊予地区と双海、中山地区で比較すると、5人槽の場合33万円の補助だから、約60万円個人負担が発生することが一つのネックになっていると思う。その上に、5人槽で清掃

とか保守点検及び電気代とか法定検査料で毎年約6万円の負担が要る。要するに、伊予地区は変更時に約60万円、さらに毎年6万円の負担をしてるのだ。

一方、中山、双海地区は市の設置だから、分担金13万円の個人負担で良い。ただ、接続は個人負担だからプラスアルファが必要となる。また、使用料として年間に3人世帯で約4万円の負担で済み、そこで2万円の差が出てくる。一本化すると双海、中山地区の住民にとっては高額な負担になり、単独から合併への変更はできにくいのではないかと。そうかといって、このままでは同じ市民として非常に問題があることなので、単独から合併浄化槽へ変更する場合の補助を変えることもあわせて一本化についての検討を行うべきではないかと。合併浄化槽への転換が推進されなければ何にもならない。慎重に審議をしていくためにも、単独から合併への転換実績がどれぐらいか示してほしい。

●会長

回答を願う。

○事務局

転換とは、くみ取りから合併浄化槽へかえる場合と単独浄化槽から合併浄化槽へかえる場合の事で、実績は、平成25年度個人設置型では18件、市設置型では19件ですが、単独浄化槽から合併浄化槽へかえた件数は、個人設置型18件のうち1件、市設置型19件のうち5件、24年度は、個人設置型の転換14件のうち2件、市設置型が11件のうち1件です。

あと、補助についてですが、市の財政状況等を勘案いたしましても、この場で安易に金額変更について言及できないのが実情です。

ただ、生活排水処理基本計画で設定をしている目標は達成しようと考えておりますので、それに必要な住民周知の方法とか、委員から指摘いただきました補助金についても今後、市において検討するということで理解いただければと考えております。

◎委員

双海、中山地区で実施している市設置型に統一するのが市民にとっては非常にいいが、財政的な問題で、行政は個人設置型に一本化したいと考えている。負担が軽いほど合併浄化槽への移行はいい訳だから、市設置型にするほうが市民にとってありがたいし、合併浄化槽への転換に結びつくのではないと思うが、果たして予算的にどうかという問題があるので、非常に難しい。

●会長

幾らかの回答がなされたが、ほかの委員から意見ないか。

◎委員

私は市設置型実施以前に個人設置型で合併浄化槽を設置している。個人的には、市設置型以前に設置している浄化槽も市設置型に移行してほしいと思っていた。議会で個人設置型に一本化したいと答弁されているが、今まで設置してきた浄化槽をどうするかも含めて考えないか。

これから個人設置型に一本化するにしても、今まで設置した浄化槽の維持管理について従来どおりだったら、これからも市は費用等が必要となる。市の考えを伺いたい。

○事務局

議会答弁で個人設置型への検討と返答しましたのには、財政状況等も考慮してのことです。

市設置型で設置している浄化槽の管理は、使用料で賄うのが原則です。ただ、使用料で賄えない部分は一般会計からの繰り入れで補っているのが現状です。

事業実施に伴う施設の維持管理については、今後、事業の一本化に関する審議をいただいた上で協議を行う予定です。

現実的な方法としては、使用料を値上げする、若しくは維持管理を個人にお願いする、そういった選択肢の中から決定していくと考えております。

◎委員

中山地区は何年から市設置型なのか。

○事務局

平成10年です。

◎委員

それ以前の分は個人設置型があるのか。

○事務局

中山地区も当初は個人設置型で事業を行っていたのですが、平成10年から市設置型に切りかえております。

◎委員

中山地区では、以前に設置した浄化槽は市設置型になってないのか。

○事務局

事業実施のときに、何件かは個人設置型で設置したものを寄附を受けて管理しております。

◎委員

双海地区は22年から実施だが、合併時に統一していないのにあえて22年に実施したというのが非常に理解しがたい。市設置型へ一本化するので双海地区も実施したので、伊予地区も実施するのであれば非常にスムーズだが。市が個人設置型にしたい意向があるのに、双海地区で実施したことが理解しにくい。

◎委員

中山地区では特定公共環境事業を整備する段階で、肱川の源流になるので、特に環境面で配慮しなければならないこともあり、市町村設置型に取り組んだはずだ。

国の補助対象事業なので、10基以上は1年に設置しなければならない決まりがあった。基準額の補助を受け、あとは負担金で行うことで負担金を13万円にしたし、料金も下水道関係と合わせる料金体制で行うとのことであった。以前に実施している分についても町が管理すると。

なぜかという、維持管理が徹底しにくい。検査を実施していない人が大半だった。後に河川汚濁の問題も出てくることなどから、この事業を行うのが中山町の狙いだったと思う。

確かに予算面もあると思うが、両方で40件程度の実績だから市設置型で市が責任持ってやるのが環境にも配慮した方法だと私は思う。

●会長

今の意見に対して。

○事務局

伊予地区についても、市設置型で実施し市が維持管理するのが理想である事は理解できるころではありますけれども、市としましては、浄化槽に多大な税金を投入することは考え直さなければいけないという判断があつて、個人設置型への検討という答弁を行ったものでございますので、個人設置型への一本化の検討から、逆に市設置型はどうかということは非常に難しいのが現状です。

◎委員

浄化槽を設置した場合に、管理せず、垂れ流しになって非常に問題になっているという話を聞く。そうすると、市費で管理する方法のほうが徹底できると思う。

市設置型は13万円の負担で、個人設置型は60万円近い負担をしている。両方の折衷案ぐらい助成額を上げ、使用料は市の一本化をすれば、ある程度、平等性がとれると思うが、事務局はどのように考えているのか。

伊予地区に合わそうとするから問題で、補助金をもう少し上げ、両方痛み分けをして市民に理解を得ないと、一方的に実施すれば問題あると思う。

◎委員

今の料金が安いのなら、料金を高くし、補填をするような調整の仕方もあるのではないかな。お金がないから個人設置型にしますというのはちょっと。ましてや検査は割とやってない人が多いと思う。管理の面からも考えると、料金を上げて、伊予地区も市設置型にした方がいいのではないかな。

◎委員

合併浄化槽の設置は、環境に配慮する目的であつて、その手段ですよ。合併浄化槽は製造から施工、維持管理を適正に行わなければ機能が十分に発揮されない、生かされないと聞いている。製造に関しては問題はないと思うが、特に施工と維持管理は相当問題があるのではないかなと思っている。だから、施工業者のスキルアップに市がどれだけかかわるのか、そして各家庭の人が維持管理に対する認識を共有しなければ、浄化槽の機能は十分に発揮されないと思うので、維持管理の啓発スキルも十分、市も考えていただきたい。委員みんなで方向性を考えていけたらと思う。

●会長

意見は。

◎委員

市設置型は入札か。

○事務局

入札で落札しますけれども、民間実施のほうが安いとは聞いております。

維持管理に関しましては、愛媛県浄化槽協会が年に1回の検査を実施しており、浄化槽の設置届が出ているけれども法定検査を行ってないものに関しましては協会と市から適正に検査を受けるように指導文書を出している現状です。それから、検査を受けていないのは年間に何十件もあるということではなかったと記憶しております。

◎委員

かなり周辺部ではあると聞いているが。

○事務局

浄化槽協会が設置を把握できていないものも含まれていると思われます。

◎委員

目的は汚染防止であって、個人に任せると放置され汚水が流れ出ることが問題。そうになると、市設置型のように使用料を決めて市で管理するほうがきちっと管理ができるという点で環境に配慮したやり方だ。

だから、折衷案的に、例えば全体同じような基準で市が管理する。設置する場合は、13万円の負担を上げて、個人設置型にある程度近づくようにすれば、財政的にもできるのではないかなと思う。最初から個人設置型にしますでは、審議する意味がなくなるので、環境対策の視点から、いかにして環境汚染を防ぐかが合併浄化槽の目的だと思うのだが。

○事務局

維持管理に関し事務局で懸案を抱えています。市設置型を整備する地区は山間部に集中しています。双海地区は全域ですけれども、中山地区の場合は山間部に多いです。

市設置型で個人の敷地に市の財産として浄化槽を設置しているのが現状でして、個人の財産を移すときなども浄化槽という市の財産が土地に残るところが一つの問題。もう一つが少子・高齢化という問題で、浄化槽を設置した時には5人世帯でしたが現在は1人しか住んでいない場合に、当初は月額4,290円の使用料ですけれども、現在お一人しか住んでないとすると月額1,620円しかもらえない。極端な話ですが、もし誰も住まなくなったらどうなるのか。使用料は払い続けられないといけないのか、という問題も出てきております。条例では誰も住まなくなっても最低使用料はいただく取り決めになっておりますけれども、今まで出たように、浄化槽を維持管理するのに1人分の1,620円の12カ月分、1年間もらって維持管理に充てれるかとなりますと、委員からも指摘がありましたように、通常で5万円から6万円程度の年間維持管理が必要なので、それから考えると料金を大幅に上げなければいけないという問題。市設置型事業を

今後も維持していく為には多大な市費の導入が免れない、これからどんどん悪化していくことが想定されることから、議会で答弁させていただいたところですので、話が市設置型にしてはどうかとなっているのですけれども、非常に難しい状況です。予算投入がこれからも増え続けていくところがございますので、非常に難しいのが率直な意見です。

◎委員

市設置型は空き家になった場合でも1人分は要ということか。

○事務局

そう条例で定められております。

◎委員

何のために1人分納めなければならないのか。別に維持費がかかる程のものじゃない。新たに使用する場合は、使用者が業者に頼んで菌を入れれば済むことだから、必要ないと思うが。

○事務局

浄化槽は市所有ですから、個人の方が手続きすることにはなりません。

◎委員

きれいに清掃しておけばいいのだから、管理等のためという理屈はどうだろう。条例で定めているのならやむを得ないが。

○事務局

市費を投入して設置しているので、設置して2年でもう誰も住まなくなりましたとかというようなことは、費用対効果にあらわれてこないとの考えが多分あって使われなくなっても、最低の料金はもらうべきではないかと設定されたのではないかと想定されます。

◎委員

死亡して誰もいないと取りようはないだろう。建前上はわかるが、世帯全員死亡して空き家になったら誰から取るのか。

○事務局

相続権者からとなります。先ほど若干申し上げましたが、国費事業ですので、国の規定により、もし早期の廃止になれば補助金を返納しないといけないこととなります。

○事務局

よろしいですか。

基本的に浄化槽を設置したら維持管理するのは使用者です。それは第一原則です。使用者が維持管理するのが第一原則なので、市設置型で設置したので維持管理を市が行っている話なので、個人が設置した浄化槽は当然、個人が責任を持って維持管理しなければいけないと。これは常識の範疇です。それを市が維持管理しなければいけないようなことはおかしいかと思えます。ちょっと飛躍した言い方は失礼ですけれど。

◎委員

こういう議論が起きるのがわかっていて22年に双海地区に制度を導入したといのがおかしい。

○事務局

その当時、どういう見解があつて双海地区を対象としたかは把握しておりませんが、何らかのアクションがあつたのかも知れません。ただ、個人負担について市設置型を個人設置型と余り格差がないようになるとしますと、かなりの負担増になると思われます。

そこに問題があるので、浄化槽整備事業は個人設置型に一本化した方が良いのではないのでしょうか。市民の税金を投入する訳ですから、そのあたりも理解していただき、検討いただきたいと思います。

◎委員

別に個人負担を排除する訳ではない。いかに最小限で環境に配慮したものを伊予市全体でどう考えていくかということだ。個人が負担するのは、当たり前のことだから。

◎委員

合併浄化槽設置を促進するために市が助成してるが、公平性において市設置型と個人設置型で差があるので、これを何とかしなくてはならないのが今回の審議であつて、当然、維持管理は個人が行うのが基本ではある。

◎委員

個人設置型の場合、委員が言われたように、ある程度の維持管理費が年間必要なので、個人設置型に市設置型から切りかえた場合、既に市設置型で設置した方にも個人設置型で管理してくださいと納得してもらい、維持管理に係る費用を個人設置型の場合と同じ金額を払ってもらうことになるのですね。ですから、市設置型を続けていく場合に個人設置型と同じ程度まで上げたって同じことになるよね、結果は。だから、負担金等を上げて、維持管理をしていくのが良いのか、個人設置型に切りかえて今まで市設置型で設置してきた人が納得するのか、そのところで検討しながら議論を進めないと。

◎委員

事務局としては、市設置型は使用料で続けていくという考えか。既に設置されているものについては。

○事務局

既に設置されているものについても、今年度中にはどのように変えていくか検討を行う予定です。

◎委員

個人の理解を得て、初めて個人が払う訳だが、どのように考えているのか。非常に難しいことだ。説得しなければならないのだから。

○事務局

市設置型で一定年は市で管理し、それ以降は個人の管理で実施してるところがあるとも聞いております。

ただ、今後の管理に関して限定的な案がある訳ではございませんので、市民負担の平等性、同じ市民でありながら浄化槽設置及び管理に関して負担が違うところを是正することになると、市設置型の負担金や使用料金額を上げるという発想もあるかも知れないのですが、やはり同じ制度で整備を行うことが一番簡潔で平等となり、わかりやすいのではないかと事務局は考えておまして、繰り返しになりますけれども、維持管理についても今のままでは市民負担の平等性からも不公平なところがあるという認識をしておりますので、個人へ移管するのか、料金等を上げるのか、その他の方法があるのかというところを今年度中に検討し結論を出したいと考えております。

◎委員

八幡浜も個人設置型を実施しているのか、今現在。

○事務局

実施していると思います。

◎委員

当然、同じ悩みを持っているのであれば共有し、どのような方法が良いか、参考に出来るのではないかと。

○事務局

おそらく、浄化槽が市町村設置型の場合は市の財産ですから、施設を維持管理しているのは設置者である市であると思われます。

いずれにいたしましても、委員の意見を聞きながら、どういう方向性に行くかわからないのですが、事務局としては個人設置型にシフトしたいという気持ちがありますが、急にとはならないので、一定期間の周知も含めて、市の財産になってる浄化槽をどのようにするか、先進事例も参考にしながら今後、検討していかなければならないですし、使用料の関係も一定の期間を置いて個人にシフトしていくということで、いきなりという話ではいけないと思います。中山、双海地区の方々に御迷惑をおかけしますから、一定の周知を行いながら徐々にということになろうと思います。

●会長

今までの意見の中で今回、検討してる内容から2つ、3つ、整理する必要があるのではと思います。

1つは、今後の市民負担の平等性から、財政的要素も関連すると思うが、今後の伊予市での合併浄化槽整備事業の一本化に関しての意見は、割合それを認めることはある。ただし負担の問題があるということ。

もう一つは、従来からの市設置型も含めて、転換負担の平等性をどうするかは、今後の事と

これまでの事がどうなっていくかという２つのことと併せて、最後に維持管理をどのようにすれば徹底出来るか、そういったところが半分ぐらい入らないといけないと思うのだが、そのあたりを整理しないと、審議会としても反対の意見が多く出ており、財政に負担がかからないように維持管理費を高くしたほうが良いのではないかという意見でまとめると、維持管理費は極めて高いものになるのではないかなという気もする。

そのようなことも含めて、これからの分と今までのものも今後どうするのかを整理する必要がある。

その上で、下水処理の問題の中で浄化槽問題は大きいから、そういった問題について八十何%の設置率に持っていくために実際は方向はこうなのだが、今までのものの事を考えていく必要があると感じる。

審議会を開くということは何かと言ったら、前は別々でやりましょう、それでもやはり問題があるから一本化しましょうという問題のほうは、それはそれで良いかもわからないけども、問題は従来の市設置型のものをどう位置づけて、どのような形で将来に持っていくか。その時に先ほどの言われた一つの考え方として、一定年数たったものに関して個人設置型に完全に切りかえるという必要があるのかというところで、整理が必要だという気がする。

◎委員

伊予市は市設置型の場合、例えば何年すれば個人管理にしますという契約は全くなく、そういう事は想定しないで実施したということか。

○事務局

そうです。

◎委員

そうすると、従来の市設置型については徐々に人口減少で世帯数人員が減ってくる訳だから、市の負担はこのままの状態では年々増えてくる実態は出てくると思う。そうすると、やはり管理は個人への移行を理解を得ながら行わないと非常に難しい問題、そうしないと平等性は出てこない。個人管理とする場合、移行期間を何年かけてやるのか、そういうことも想定しながら進めていかないといけない問題だと思う。来年からしますよという問題ではないと思うので、ある程度の周知徹底期間を設けて、基本的な考え方としては個人の管理にかえますという方向性を出していかないと平等性は保てないと思う。

◎委員

個人設置型という方向性は間違っていないと思う。ただ、委員が言われたように、これまで市設置型で設置した方のこれからの負担をどう考えるかを市が中期的な構想というか、戦略を具体的に示さないと、どうするというまとめ方は難しいのではなかろうかと思う。

○事務局

この件の問題がそこにあると思います。今、既に市設置型で設置している分についてどの段

階で個人の方に管理も移行していくか、そのあたりが問題で、これから設置する分については、市設置型事業は廃止し個人設置型になりましたとの周知、説明を行うこととし、設置しているのを、もう少し事務局で案を練らせていただき、次に説明できるようにしたいと思いますので、お時間をいただければと思います。

●会長

2本立てだったものを1本立てにするのは審議会の責任だと思う。問題は、その後、全体的に周知出来ても、市設置型のほうが良いのではないかと中山、双海地区の方が思われてしまうと、合併浄化槽への切り替えが進まなくなる可能性があるので、計画を練る必要があり、平等性を確保することと、啓蒙、もしくは普及していくための方策を検討した上で一本化を図る必要がある。そのことに関しては、審議会としても一本化を進めていくことを委員として答申する場合は、明確にしておくことが普及等を行い易くなると思う。

◎委員

今まで13万円で出来ていたものが60万円程度負担するとなると、なかなか理解はしにくいと思う。当然、助成がなければ個人が行うべきではあるが、住民感情としては非常に残ると思う。

◎委員

参考だが、合併以前、私が合併浄化槽を設置した際は、町から合併浄化槽の代金、5人槽なら幾ら、10人槽なら幾らという補助があった。それで、その設置にかかる費用は個人でという補助をしていた。年間20基又は30基と限定的に実施すれば予算は一定見込めるはずなので、年間何基という限定でやれば、今までと何ら変わりなく、金額的には2倍か3倍になるかも知れないが、環境面を考え、普及しやすいやり方を考えていただきたいと思う。

◎委員

教えていただきたい。例えば、個人負担分を5割にして国は予算の3分の1かもしれないが残りを地方自治体が負担方法は出来ないのか。

○事務局

個人設置型の新築金額及び転換金額を市で変えることは可能だと思います。ただ、それに伴う財源が必要です。

●会長

国の補助は規定だから、個人負担を減らせば市の負担が増える。市設置型を個人設置型にかけると個人での維持管理を徹底しないといけないことを強調した上で、周知に取り組んでいく必要があると思う。

一本化を審議会として続けることに対しては、意見的にも問題なさそうだが、いろんな意味で今までとその後の負担問題、市の財政もだが家庭も大変だとのことから、納得してもらうよう検討が必要だ。

どちらにしろ、検討しないと今までのものを変えることはできない。

○事務局

今、会長からありましたように、今後、事務局としてはいろんな意見をお出しいただいたのですけれども、一本化の方向で進んでいきたいと考えております。ただ、一本化を進めるに当たり、今までの市設置型の維持管理と個人設置型の維持管理の個人負担の差をどのように埋めるのか。それと現在、双海、中山地区にて市設置型で管理してる案件についてもどのように対応していくかは、次回に事務局案を提示できるようにしたいと思います。

●会長

1回で決める予定ではないから、方向性は大体、一本化ということであるが、料金設定とかの案を次回に示してもらうことで、よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

今後の審議日程はいかがか。

○事務局

第2回では本日、いただいた浄化槽整備の一本化に関する意見集約等について提示をさせていただき、再度、検討いただくということと、資源ごみ回収活動・処分事業の検討、この2つにつきまして審議をいただきたいと思います。

日程につきましては、今までの開催実績から1カ月程度期間をおいて実施しておりますが、いかがいたしましょう。

－ 第2回の審議会は、6月24日（水）14時からに決定 －

●会長

第3回は7月末の14時からがいいのではないかな。

－ 第3回の審議会は、7月末14時からで仮決定 －

●会長

その他について事務局のほうで何かあるか。

○事務局

ありません。

●会長

委員から何かないかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

以上で議事を終了する。御協力ありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして、第1回伊予市環境審議会の全ての予定は終了いたしましたので、これで閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後3時33分 閉会